

第 40 号

令和2年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 150床

(2) 年間患者数

入 院 41,975人

外 来 26,730人

(3) 一日平均患者数

入 院 115人

外 来 110人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 1,765,111千円

第1項 医業収益 857,786千円

第2項 医業外収益 907,325千円

支 出

第1款 病院事業費用 1,758,354千円

第1項 医業費用 1,709,747千円

第2項 医業外費用 48,557千円

第3項 予備費 50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額254,584千円は過年度分損益勘定留保資金254,584千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 103,000千円

第1項 企業債 103,000千円

支 出

第1款 資本的支出 357,584千円

第1項 建設改良費 125,245千円

第2項 企業債償還金 232,339千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業設備等 更新事業	千円 103,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費 1,132,128千円

(2) 交 際 費 70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫